

平成24年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成24年3月6日

生 駒 市

平成24年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

| 議案番号 | 議案名 | 頁 |
|----------|---|-------|
| 議案第 1 号 | 平成24年度生駒市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 2 号 | 平成24年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 3 号 | 平成24年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 平成24年度生駒市介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 平成24年度生駒市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 6 号 | 平成24年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 7 号 | 平成24年度生駒市下水道事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 8 号 | 平成24年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 9 号 | 平成24年度生駒市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 10 号 | 平成24年度生駒市病院事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 11 号 | 平成23年度生駒市一般会計補正予算(第5回) | 1～9 |
| 議案第 12 号 | 平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回) | 10～11 |
| 議案第 13 号 | 平成23年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第3回) | 12～15 |
| 議案第 14 号 | 平成23年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回) | 16～18 |
| 議案第 15 号 | 平成23年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第2回) | 19～20 |
| 議案第 16 号 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 21～23 |
| 議案第 17 号 | 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について | 24～25 |
| 議案第 18 号 | 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 26～27 |
| 議案第 19 号 | 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 28～31 |
| 議案第 20 号 | 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 32～34 |

| | | |
|----------|--|-------|
| 議案第 21 号 | 生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 35 |
| 議案第 22 号 | 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について | 36～37 |
| 議案第 23 号 | 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 38～39 |
| 議案第 24 号 | 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 40 |
| 議案第 25 号 | 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について | 41 |
| 議案第 26 号 | 生駒市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 42～43 |
| 議案第 27 号 | 生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例の制定について | 44 |
| 議案第 28 号 | 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 45～48 |
| 議案第 29 号 | 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 49～51 |
| 議案第 30 号 | 生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 52～53 |
| 議案第 31 号 | 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の制定について | 54～55 |
| 議案第 32 号 | 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 56～57 |
| 議案第 33 号 | 生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について | 58 |

議案第 11 号

平成 23 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

平成 23 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 3, 5 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5, 2 6 6, 9 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|---------|------------|----------|------------|
| 14 国庫支出金 | | 4,611,518 | 90,049 | 4,701,567 |
| | 1 国庫負担金 | 4,111,550 | 2,473 | 4,114,023 |
| | 2 国庫補助金 | 469,091 | 87,576 | 556,667 |
| 15 県支出金 | | 2,218,799 | -120,637 | 2,098,162 |
| | 1 県負担金 | 1,018,634 | 7,454 | 1,026,088 |
| | 2 県補助金 | 978,781 | -128,091 | 850,690 |
| 21 市債 | | 2,381,600 | 554,100 | 2,935,700 |
| | 1 市債 | 2,381,600 | 554,100 | 2,935,700 |
| 歳 入 合 計 | | 34,743,426 | 523,512 | 35,266,938 |

歳 出

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|------------|----------|------------|
| 3 民生費 | | 12,455,217 | -130,868 | 12,324,349 |
| | 2 児童福祉費 | 6,226,069 | -144,102 | 6,081,967 |
| | 5 国民健康保険費 | 600,873 | 13,234 | 614,107 |
| 4 衛生費 | | 3,572,259 | 53,511 | 3,625,770 |
| | 1 保健衛生費 | 1,500,832 | 53,511 | 1,554,343 |
| 7 消防費 | | 1,370,430 | 572,954 | 1,943,384 |
| | 1 消防費 | 1,370,430 | 572,954 | 1,943,384 |
| 8 教育費 | | 4,006,242 | 27,915 | 4,034,157 |
| | 4 幼稚園費 | 802,393 | 27,915 | 830,308 |
| 歳 出 合 計 | | 34,743,426 | 523,512 | 35,266,938 |

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----|---------------|-------------------|---------|
| 衛生費 | 保健衛生費 | 防犯灯等LED化推進事業 | 57,311 |
| 土木費 | 道路橋梁及び 河川費 | 企業誘致関連道路整備事業 | 181,477 |
| | | 河川水路改修事業 | 2,000 |
| | 都市計画費 | 都市計画調査策定事業 | 3,392 |
| 消防費 | 消防費 | 消防施設整備事業 | 315,801 |
| | | 北分署施設整備事業 | 257,153 |
| 教育費 | 社会教育費 | 南コミュニティセンター施設整備事業 | 4,500 |

2 変更

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-----|---------------|------------------|--------|------------------|--------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 土木費 | 道路橋梁及び 河川費 | 道路新設 改良事業 | 13,450 | 道路新設 改良事業 | 32,450 |
| | 都市計画費 | 松ヶ丘通り線 街路整備事業 | 50,000 | 松ヶ丘通り線 街路整備事業 | 71,000 |
| 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園施設 整備事業 | 4,700 | 幼稚園施設 整備事業 | 32,615 |

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------------|---------|--------------------|---|---|
| 防犯灯等LED化 推進事業 | 24,600 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率) | 政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとし る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。 |
| 消 防 施 設 整 備 事 業 | 265,700 | " | " | " |
| 北 分 署 施 設 整 備 事 業 | 244,200 | " | " | " |
| 幼 稚 園 施 設 整 備 事 業 | 19,600 | " | " | " |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|------------|-----------|-------|-----------|-------------|-------|---------------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 1 民生費国庫負担金 | 4,111,550 | 2,473 | 4,114,023 | 9 保険基盤安定負担金 | 2,473 | 国民健康保険基盤安定負担金 | |
| 計 | 4,111,550 | 2,473 | 4,114,023 | | | | |

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|------------|---------|--------|---------|------------|--------|----------------------------------|----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 3 衛生費国庫補助金 | 92,588 | 27,423 | 120,011 | 1 保健衛生費補助金 | 27,423 | 防犯灯等LED化推進事業補助金 | |
| 6 教育費国庫補助金 | 11,113 | 10,153 | 21,266 | 3 幼稚園費補助金 | 10,153 | 生駒幼稚園地震補強事業交付金 生駒幼稚園空調設置事業交付金 | 8,493 1,660 |
| 7 消防費国庫補助金 | 0 | 50,000 | 50,000 | 1 消防費補助金 | 50,000 | 消防救急無線デジタル化補助金 | |
| 計 | 469,091 | 87,576 | 556,667 | | | | |

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------------|-------|---------------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 1 民生費県負担金 | 998,878 | 7,454 | 1,006,332 | 7 保険基盤安定負担金 | 7,454 | 国民健康保険基盤安定負担金 | |
| 計 | 1,018,634 | 7,454 | 1,026,088 | | | | |

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|---------|----------|---------|------------|----------|-------------|---|
| | | | | 区 | 分 | | |
| 2 民生費県補助金 | 912,235 | -128,091 | 784,144 | 2 児童福祉費補助金 | -128,091 | 保育所施設整備費補助金 | |
| 計 | 978,781 | -128,091 | 850,690 | | | | |

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-------------------------|--------------------|
| | | | | 区 | 分 | | |
| 1 衛生債 | 2,800 | 24,600 | 27,400 | 2 保健衛生債 | 24,600 | 防犯灯等LED化推進事業債 | |
| 4 教育債 | 0 | 19,600 | 19,600 | 2 幼稚園債 | 19,600 | 生駒幼稚園地震補強事業債 | |
| 5 消防債 | 0 | 509,900 | 509,900 | 1 消防債 | 509,900 | 消防施設整備事業債 北分署施設整備事業債 | 265,700 244,200 |
| 計 | 2,381,600 | 554,100 | 2,935,700 | | | | |

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説 明 |
|-----------|-----------|----------|-----------|-------------------------------|--------|---------|---------------|----------------------------|-----|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債その他 | | | | |
| 1 児童福祉総務費 | 3,923,263 | -144,102 | 3,779,161 | -128,091 (国県補) -128,091 | | -16,011 | 19 負担金補助及び交付金 | -144,102 私立保育所等施設整備費補助金 | |
| 計 | 6,226,069 | -144,102 | 6,081,967 | -128,091 | | -16,011 | | | |

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 5 国民健康保険費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説 明 |
|-----------|---------|--------|---------|---|--------|-------|--------|-------------------------|-----|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債その他 | | | | |
| 1 国民健康保険費 | 600,873 | 13,234 | 614,107 | 9,927 (国負) 2,473 (県負) 7,454 | | 3,307 | 28 繰出金 | 13,234 国民健康保険特別会計繰出金 | |
| 計 | 600,873 | 13,234 | 614,107 | 9,927 | | 3,307 | | | |

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説 明 |
|---------|-----------|--------|-----------|--------------------------|--------|-------|----------|-------------------------|-----|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債その他 | | | | |
| 4 環境衛生費 | 78,972 | 53,511 | 132,483 | 27,423 (国補) 27,423 | 24,600 | 1,488 | 15 工事請負費 | 53,511 街路灯・防犯灯LED化工事 | |
| 計 | 1,500,832 | 53,511 | 1,554,343 | 27,423 | 24,600 | 1,488 | | | |

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|---------|-----------|---------|-----------|--------------------------|---------|--------|--------------|---------|--------------------------|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | その他 | | | | |
| 3 消防施設費 | 59,024 | 572,954 | 631,978 | 50,000 (国補) 50,000 | 509,900 | 13,054 | 12 役務費 | 270 | 手数料 |
| | | | | | | | 13 委託料 | 52,557 | 設計等委託料 消防救急無線デジタル化委託料 |
| | | | | | | | 15 工事請負費 | 308,564 | 消防救急無線デジタル化整備工事 |
| | | | | | | | 17 公有財産購入費 | 196,000 | 統合分署用地 |
| | | | | | | | 22 補償補填及び賠償金 | 15,563 | 用地補償 |
| 計 | 1,370,430 | 572,954 | 1,943,384 | 50,000 | 509,900 | 13,054 | | | |

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|------------|---------|--------|---------|--------------------------|--------|--------|----------|--------|-------------------------|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国県支出金 | その他 | | | | |
| 2 幼稚園施設整備費 | 43,400 | 27,915 | 71,315 | 10,153 (国補) 10,153 | 19,600 | -1,838 | 13 委託料 | 2,669 | 監理等委託料 |
| | | | | | | | 15 工事請負費 | 25,246 | 生駒幼稚園耐震補強工事 各園施設整備工事 |
| 計 | 802,393 | 27,915 | 830,308 | 10,153 | 19,600 | -1,838 | | | |

議案第 12 号

平成 23 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)

平成 23 年度生駒市の生駒駅前市街地再開発事業特別会計の補正予算(第 1 回)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----|-----|---------------------|--------|
| 事業費 | 事業費 | 生駒駅前北口第二地区等市街地再開発事業 | 66,000 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変更

| 事 項 | 補 正 前 | 補 正 後 |
|---|-----------|-----------|
| | 限 度 額 | 限 度 額 |
| 生駒駅前北口第二地区 第一種市街地再開発事業 公共施設管理者負担金 | 849,000千円 | 560,000千円 |

議案第 13 号

平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 23 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 1 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 8 4 7, 1 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| 1 国民健康保険税 | | 2,959,007 | -13,234 | 2,945,773 |
| | 1 国民健康保険税 | 2,959,007 | -13,234 | 2,945,773 |
| 3 国庫支出金 | | 1,866,707 | 3,118 | 1,869,825 |
| | 2 国庫補助金 | 179,914 | 3,118 | 183,032 |
| 9 繰入金 | | 600,874 | 13,234 | 614,108 |
| | 1 一般会計繰入金 | 600,873 | 13,234 | 614,107 |
| 歳 入 合 計 | | 10,843,986 | 3,118 | 10,847,104 |

歳 出

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|------------|-------|------------|
| 1 総務費 | | 158,047 | 3,118 | 161,165 |
| | 1 総務管理費 | 138,399 | 3,118 | 141,517 |
| 歳 出 合 計 | | 10,843,986 | 3,118 | 10,847,104 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------------|-----------|---------|-----------|--------------------------|--------|---|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 1 一般被保険者国民健康保険税 | 2,730,065 | -13,234 | 2,716,831 | 1 医療給付費分 現年課税分 | -5,352 | | |
| | | | | 2 後期高齢者支 援金分現年課 税分 | -4,762 | | |
| | | | | 3 介護納付金分 現年課税分 | -3,120 | | |
| 計 | 2,959,007 | -13,234 | 2,945,773 | | | | |

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|---------|-------|---------|---------------|-------|---------|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 1 財政調整交付金 | 179,914 | 3,118 | 183,032 | 1 財政調整交付 金 | 3,118 | 特別調整交付金 | |
| 計 | 179,914 | 3,118 | 183,032 | | | | |

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|-----------|---------|--------|---------|-----------------|--------|---|---|
| | | | | 区分 | 金額 | | |
| 1 一般会計繰入金 | 600,873 | 13,234 | 614,107 | 1 保険基盤安定 繰入金 | 13,234 | | |
| 計 | 600,873 | 13,234 | 614,107 | | | | |

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|-----------|---------|-------|---------|---------------|---------|---------|---------------|-------|---------------|
| | | | | 財 源 | | 一 般 財 源 | | | |
| | | | | 特 定 財 源 | 財 源 の 他 | | | | |
| 国 庫 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | | | |
| 2 連合会負担金 | 5,773 | 3,118 | 8,891 | 3,118 (国補) | | | 19 負担金補助及び交付金 | 3,118 | レセプト管理システム負担金 |
| 計 | 138,399 | 3,118 | 141,517 | 3,118 | | | | | |

[単位 千円]

議案第 14 号

平成 23 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 23 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,808 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,143,945 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 906,591 | 18,808 | 925,399 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 906,591 | 18,808 | 925,399 |
| 歳 入 合 計 | | 1,125,137 | 18,808 | 1,143,945 |

歳 出

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------------------|----------------------|-----------|--------|-----------|
| 2 後期高齢者医療広域 連合納付金 | | 1,081,517 | 18,808 | 1,100,325 |
| | 1 後期高齢者医療広域 連合納付金 | 1,081,517 | 18,808 | 1,100,325 |
| 歳 出 合 計 | | 1,125,137 | 18,808 | 1,143,945 |

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|--------------|---------|--------|---------|---------------|--------|-----|
| | | | | 区 | 分 | |
| | | | | | | |
| 1 後期高齢者医療保険料 | 906,591 | 18,808 | 925,399 | 2 現年度分普通徴収保険料 | 18,808 | |
| 計 | 906,591 | 18,808 | 925,399 | | | |

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|------------------|-----------|--------|-----------|----------|---------|---------------|---------------|--------|----------------|
| | | | | 特 定 財 源 | 地 方 財 源 | そ の 他 | | | |
| | | | | | | | | | |
| 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,081,517 | 18,808 | 1,100,325 | | | 18,808 (保) | 19 負担金補助及び交付金 | 18,808 | 後期高齢者医療広域連合負担金 |
| 計 | 1,081,517 | 18,808 | 1,100,325 | | | 18,808 | | | |

[単位 千円]

議案第 15 号

平成 23 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 23 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

平成 24 年 3 月 6 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|------|------|-------------|-------|
| 下水道費 | 下水道費 | 下水道管渠維持補修事業 | 2,400 |

2 変更

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|------|------|-------------|---------|-------------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 下水道費 | 下水道費 | 公共下水道管渠整備事業 | 250,000 | 公共下水道管渠整備事業 | 400,000 |

議案第 16 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（平成 23 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に改める。

(生駒市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 生駒市印鑑条例（平成 2 年 10 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

第 3 条第 1 号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記

録されている」に、「又は氏及び名」を「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第4号中「氏名」の次に「（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 氏名の片仮名表記（非漢字圏の外国人住民が住民票に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に限る。）

第11条中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に改める。

第12条第1項第4号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改める。

第14条第2項中「第6条第4号から第7号まで」を「第6条第4号から第8号まで」に改める。

（生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正）

第3条 生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第4条 生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の18の3の項中「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例第2条第1号の規定は、平成25年度以後に届出を行う18歳以上の市民について適用し、平成24年度に届出を行う18歳以上の市民については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の生駒市印鑑条例(以下「旧条例」という。)の規定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において同条の規定による改正後の生駒市印鑑条例(以下「新条例」という。)の規定により印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、市長は、印鑑の登録の抹消について、印鑑の登録を受けている者にその旨通知するものとする。

4 施行日の前日において旧条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお新条例の規定により印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、市長は、施行日において、職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

議案第 17 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、部及び局」を「及び部」に、「企画財政部」を「企画財政部
環境経済部」に、
「生活環境部
建設部」を「建設部」に、「水道局」を「上下水道部」に改める。

第2条企画財政部の項の次に次の1項を加える。

環境経済部

- (1) 環境の保全及び創造に関すること。
- (2) 環境衛生に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (4) 農林業、商工業、観光その他経済振興に関すること。

第2条市民部の項第4号を削り、同項に次の3号を加える。

- (4) 消費生活その他の市民生活に関すること。
- (5) 交通政策に関すること。
- (6) 市民相談に関すること。

第2条生活環境部の項を削り、同条開発部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) リニア中央新幹線に関すること。

第2条水道局の項中「水道局」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 18 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号中「24,500円」を「26,000円」に改める。

第17条の3を次のように改める。

（臨時職員又は非常勤職員の給与）

第17条の3 臨時的に任用される職員（以下「臨時職員」という。）又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。以下同じ。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給することができる。

- (1) 臨時職員 賃金、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当
- (2) 非常勤職員 報酬及び費用弁償

2 臨時職員の賃金の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあっては

- 350,000円を、日額にあつては16,000円を、時間額にあつては2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- 3 非常勤職員の報酬の額は、それ以外の職員との権衡を考慮し、月額にあつては350,000円を、日額にあつては16,000円を、時間額にあつては2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、臨時職員及び非常勤職員の給与の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 19 号

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 43 年 12 月生駒市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(8) 災害派遣業務手当

別表第 2 項を削り、同表第 3 項を同表第 2 項とし、同表第 4 項を同表第 3 項とし、同表第 5 項中

| | | | |
|--------------|--|-----------|--|
| 環境衛生 業務手当 | 野犬等の捕獲若しくは死 体処理又ははち類の駆除 に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業 に従事した職員 | 勤務 1 回につき | 800 円 |
| | 清掃施設において処理機 械故障時等の汚物取出し 作業に従事した技能職員 | 日額 | 4,500 円 |
| | 清掃施設に勤務する技能 職員で清掃作業に従事し たもの 清掃施設において臨時に 清掃作業に従事した職員 又は臨時に粗大ごみ若し くは大量ごみの収集作業 に従事した職員 | 日額 | 750 円（臨時 に作業に従事 した職員にあ っては、 1,000 円） |

を

| | | | |
|--------------|---|----|-------|
| 環境衛生 業務手当 | 野犬等の捕獲若しくは死 体処理又ははち類の駆除 に従事した職員 下水路の汚泥取出し作業 に従事した職員 | 日額 | 400 円 |
|--------------|---|----|-------|

に改め、

同項を同表第 4 項とし、同表第 6 項中

| | | | |
|------------|--|-----------|---|
| 消防防災 手当 | 火災又は水防の現場にお いて業務に従事した職員 | 勤務 1 回につき | 500 円 |
| | 救急現場において救急業 務に従事した職員 | 勤務 1 回につき | 300 円（救急 救命士として 救急業務に従 事した職員に あっては、 500 円） |
| | はしご付き消防ポンプ自 動車の塔上において、消 防活動又は防火訓練指導 に従事した職員 | 勤務 1 回につき | 500 円 |
| | 消防活動又は防災活動の ため午後 10 時から翌日の 午前 5 時までの間に勤務 した職員 | 勤務 1 回につき | 500 円 |

を

| | | | |
|------------|--|-----------|---------|
| 消防防災 手当 | 救急救命士の資格を有し、消防業務に従事した職員 | 月額 | 1,000 円 |
| | 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に消防活動又は防災活動に従事した職員(職務の級が 6 級以上の職員に限る。) | 勤務 1 回につき | 500 円 |

に改め、

同項を同表第 5 項とし、同表第 7 項を同表第 6 項とし、同表第 8 項を同表第 7 項とし、同表に次の 1 項を加え、同表備考を削る。

| | | | | |
|---|--------------|---|----|--|
| 8 | 災害派遣 業務手当 | 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村(特別区を含み、本市を除く。以下同じ。)の区域内において、当該市町村の事務遂行の支援に関する業務に従事した職員 | 日額 | 1,000 円(心身に著しい負担を与える業務に従事したと市長が認める場合にあっては、1,000 円を加算する。) |
|---|--------------|---|----|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例別表第 5 項の規定にかかわらず、施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、清掃施設に勤務する技能職員で清掃作業に従事したものについては、改正前の生駒市職員の特殊勤務手当

に関する条例別表第5項の規定を適用し、環境衛生業務手当を支給する。この場合において、同項中「750円」とあるのは、「500円」と読み替えるものとする。

議案第 20 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

18 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、20 年以上勤続し、かつ、45 歳以上 49 歳以下の年齢で退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条及び第 6 条の 2 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---|
| 第 4 条第 1 項 | という。) | という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額 |

| | | |
|--------------|-------------|---|
| 第5条第1項 | 退職日給料月額 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第5条の2第1項第1号 | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第5条の2第1項第2号 | 退職日給料月額に、 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、 |
| 第5条の2第1項第2号イ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |
| 第6条 | 第3条から第5条まで | 附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条 |
| | 退職日給料月額 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| | これらの | 同項の規定により読み替えて適用する同条の |

| | | |
|----------|--------------|---|
| 第6条の2 | 第5条の2第1項の | 附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の |
| | 同項第2号イ | 附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ |
| | 同項の | 附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の |
| 第6条の2第1号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第6条の2第2号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| | 第5条の2第1項第2号イ | 附則第18項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ |
| | 及び退職日給料月額 | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| | 当該割合 | 当該附則第18項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合 |

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例

生駒市北部地域整備促進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 9 年 3
月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「生駒市土地開発公社」の次に「及び生駒市病院事業会計」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第103条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第11条を次のように改める。

第11条 削除

附則第17条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第25条の6第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同

条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第25条の7の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第25条の8 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の2第1項の改正規定、附則第11条の改正規定及び次条の規定
平成25年1月1日

(2) 第103条の改正規定、附則第17条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定
平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の生駒市税条例第49条に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の同条例附則第11条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 23 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」に改める。

第14条第1項中「第8期 2月15日から同月末日まで」を「第8期 2月15日から同月末日まで
第9期 3月15日から同月末日まで」に改める。
「第8期 2月15日から同月31日まで」

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の

国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 24 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

別表第 3 の 2 の項の(2)のエ中「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち」を削り、「本則の表の 16 の項の 2 の下欄の」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち」を、「という。）」の次に「、同欄の浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項の(2)のオ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「生駒市中央公民館」を「たけまるホール」に、「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に、「生駒市鹿ノ台地区公民館」を「鹿ノ台ふれあいホール」に改める。

第7条第2号、第12条第1項及び第13条第1項中「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に改める。

別表第1中「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に改める。

別表第2中「生駒市中央公民館」を「たけまるホール」に、「生駒市鹿ノ台地区公民館」を「鹿ノ台ふれあいホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市乳幼児医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市子ども医療費助成条例

第1条中「乳幼児」を「子ども」に、「当該乳幼児」を「、当該子ども」に改める。

第1条の2を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において「子ども」とは、出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改め、「における医療費」の次に「（乳幼児以外の子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

第4条第1項中「対象者」を「乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする対

象者」に改め、同条第2項中「対象者」を「前項の対象者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 27 号

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 9 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例
第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

- 2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を本市の処理施設へ搬入するときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、処分しやすいように大別し、切断、圧縮等の前処理に努めなければならない。

別表中

| 取扱区分 | | | 単位 | 手数料 |
|---|-----------------------|---|--------------------------------------|------|
| 特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ | 市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ | 燃えるごみを指定袋により排出する場合 | 容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき | 70 円 |
| | | | 容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき | 45 円 |
| | | | 容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき | 30 円 |
| | | ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合 | 容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき | 55 円 |
| | | | 容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき | 35 円 |
| | | | 容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき | 25 円 |
| | 指定袋によらない場合 | | 10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。) | 50 円 |
| | 上記以外のごみ | | 1 回につき 100 キログラムまで | 無料 |
| 1 回につき 100 キログラムを超える分につき 10 キログラム増すごとに(端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。) | | | 50 円 | |

を

| 取扱区分 | | | 単位 | 手数料 |
|-------------------------|-----------------------|--|---|------|
| 特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ | 市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ | | 10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。) | 50 円 |
| | 上記以外のごみ | | 1 回につき 300 キログラムまで | 無料 |
| | | | 1 回につき 300 キログラムを超える分につき 10 キログラム増すごとに(端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。) | 50 円 |

に

改め、同表備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 2 条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を本市の処理施設へ搬入するときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納するものとする。ただし、指定袋に収納することができない場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、処分しやすいように大別し、切断、圧縮等の前処理に努めなければならない。

別表中

| 取扱区分 | | 単位 | 手数料 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|------|
| 特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ | 市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ | 10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。) | 50 円 |

を

| 取扱区分 | | | 単位 | 手数料 |
|-------------------------|---|--------------------|-------------------------------------|-------|
| 特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ | 市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ | 燃えるごみを指定袋により排出する場合 | 容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき | 121 円 |
| | | | 容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき | 76 円 |
| | | | 容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき | 51 円 |
| | ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合 | | 容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき | 89 円 |
| | | | 容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき | 55 円 |
| | | | 容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき | 37 円 |
| | | 指定袋によらない場合 | 10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。) | 100 円 |

に、

| | | | |
|-------|------|--------|-------|
| 動物の死体 | 犬・猫等 | 1 匹につき | 500 円 |
|-------|------|--------|-------|

を

| | | | |
|-------|------|--------|---------|
| 動物の死体 | 犬・猫等 | 1 匹につき | 2,000 円 |
|-------|------|--------|---------|

に

改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 有害ごみとは、乾電池、蛍光管その他市長が指定するものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による手数料（指定袋により排出する場合のものに限る。）の徴収その他の行為は、平成24年10月1日前においても行うことができる。

議案第 29 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「25,800円」を「27,420円」に改め、同項第3号中「38,700円」を「41,130円」に改め、同項第4号中「51,600円」を「54,840円」に改め、同項第5号から第7号までを削り、同項に次の5号を加え、同条第2項及び第3項を削る。

(5) 次のいずれかに該当する者 63,060円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 68,550円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,260円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 95,970円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 109,680円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、35,640円とする。

4 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、49,350円とする。

議案第 30 号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「法」を「地方公営企業法（昭和 27 年法
律第 292 号。以下「法」という。）」に、「水道局」を「上下水道部」に改め、
同項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（生駒市自治基本条例の一部改正）

2 生駒市自治基本条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条第 3 号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委
員会及び水道事業管理者」に改める。

（生駒市政治倫理条例の一部改正）

3 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改める。

（生駒市情報公開条例の一部改正）

4 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、水道事業管理者」を加える。

（生駒市パブリックコメント手続条例の一部改正）

5 生駒市パブリックコメント手続条例（平成19年12月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、水道事業管理者」を加える。

（生駒市水道事業給水条例の一部改正）

6 生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「市の水道局の職員」を「市職員」に改める。

生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生駒市水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料月額は、686,000円とする。

(地域手当)

第4条 地域手当は、給料月額を基礎として、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、そ

の額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(退職手当)

第7条 退職手当は、管理者が任期満了したとき、又は退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に、給料月額(任期満了した日又は退職した日における給料月額をいう。)に在職月数(管理者となった日の属する月から任期満了した日又は退職した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。)を乗じて得た額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日から平成26年2月2日までの間に任期満了し、又は退職した管理者に支給する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、その額に100分の25を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年3月6日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第6項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第5項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除

した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

- 4 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
- 6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市中央公民館、生駒市鹿ノ台地区公民館、生駒市図書館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターI S T Aはばたき及び芸術会館美^み楽^{らく}来

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

J T B ・ 南海グループ

大阪市北区梅田三丁目3番10号

3 指定の期間

平成24年7月1日から平成28年3月31日まで

平成24年3月6日提出

生駒市長 山下 真